

# 建築資材置き場の資材の積み上げ等、作業時に発生する 音の規制について

## 1 音に関して

当該場所が、資材の持ち出しや戻し入れる拠点として使われている場合、騒音規制の対象となるが、用途地域によって、騒音基準が異なる。

## 2 積み上げる高さの規制について

高さについての制限はない。ただし、足場などの部材を保管する作業は荷の積み上げと考えられ、「はい作業」に当たる。この場合、2 m以上積み上げる場合は、作業主任者を置かなくてはならないという規制が生ずる。

これは、作業の安全衛生上の規制であり、柵等を設置して保管するとなるとこの必要もなくなる。

以上